

# 安全管理規程

箱根登山バス株式会社

# 安全管理規程

## 目次

第1章	総則	3
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	3
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	4
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	5

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条2及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所を統括し、指導監督を行う。
  - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内各案内所を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対する対応する場合も含め、別紙(1)に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は社長および役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙(2)に定める組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一

項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のため必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

- 2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講

じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、原則として外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の管理は運輸部とし、保存期間は5年間とする。

付則

この規程は、2006年10月1日より適用する。

《安全方針》

1. 安全第一

お客様の安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

2. 法令の遵守

輸送の安全に関する法令および規則を遵守し忠実に職務を遂行します。

3. 確認の励行

職務遂行にあたり推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

4. 情報の共有と開示

情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

5. 変革に挑戦

常に安全確保に向けた問題意識を持ち、PDCAサイクルの実施により変革に挑戦します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 中丸 富夫

箱根登山バスでは、輸送の安全を確保するため、以下のとおり全役職員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

前項の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。



- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達および共有をいたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

### 3. 輸送の安全性に関する目標と達成状況

#### (1) 自動車事故報告規則第二条に規定する事故

区分／目標・実績	2015年度		2016年度
	目標	実績	目標
人身事故	0件	2件	0件
車内事故	0件	0件	0件
物損事故	0件	0件	0件

#### (2) 飲酒運転「ゼロ」について

乗務前後の点呼時にアルコール検査を徹底して実施しておりますので飲酒運転事案はございません。

#### (3) SAS（睡眠時無呼吸症候群）の対策について

社用車を運転する全従業員を対象とした簡易検査を2014年度に実施した。その結果を基に治療が必要な従業員は、C-PAP等の治療を受けさせて定期的に報告をさせるなど、健康状態に起因する事故防止に取り組んでいます。

#### (4) ヒヤリ・ハット情報の共有と一層の活用について

営業所ごとに収集分析し31箇所の危険箇所収集とともに写真・注意事項の掲示および教育を実施しました。

#### (5) 安全マネジメント体制を維持するための必要な教育について

管理職および運転士に対して事故報告会や月次教育で教育の充実を図ると共に、全従業員を対象とした安全研修を8日間（本年度は、2016年1月28日～2月4日）に亘り実施しました。



2015年度安全研修の様子

#### (6) コンプライアンス意識の更なる向上について

安全研修において充実を図ると共に各営業所巡回教育等を実施し、意識の向上を図りました。

#### 4. 輸送の安全に関する計画

前項3に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。

##### (1) 教育計画

年間教育計画を作成し、事業所単位で運行管理状況に即した教育を全従業員に行います。

##### (2) 車両については、バリアフリー対応ワンステップ・ノンステップバスを今年度9両代替いたします。

##### (3) 安全運動

下記の交通安全運動に会社として積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。

- ① 春の全国交通安全運動（4月初旬）
- ② 夏の交通事故防止運動（7月中旬）
- ③ 秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ④ 年末年始自動車輸送安全総点検運動（12月中旬～翌年1月上旬）



#### 5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙1，2参照

#### 6. 安全統括管理者

常務取締役 川又正二

#### 7. 安全管理規程

別紙参照

#### 8. 輸送の安全に関する教育および研修計画

教育研修計画につきましては、国土交通省が指針とする項目を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に実施します。なお、春の全国交通安全運動（4月初旬）、夏の交通事故防止運動（7月中旬）、秋の全国交通安全運動（9月下旬）、年末年始自動車輸送安全総点検運動（12月中旬～翌年1月上旬）各運動期間中は経営トップの巡視を実施、本社部門が現場に出向き、運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

9. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置について

(1) 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

(2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

10. 輸送の安全性に関する実績と予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ実績額および予算は次のとおりとなります。

(単位：千円)

	設 備 投 資	安全に対する費用	合 計
2015年度実績	250,859	6,688	257,547
2016年度予算	220,900	8,087	228,987

11. 事故統計（自動車事故報告規則第二条に規定する事故）

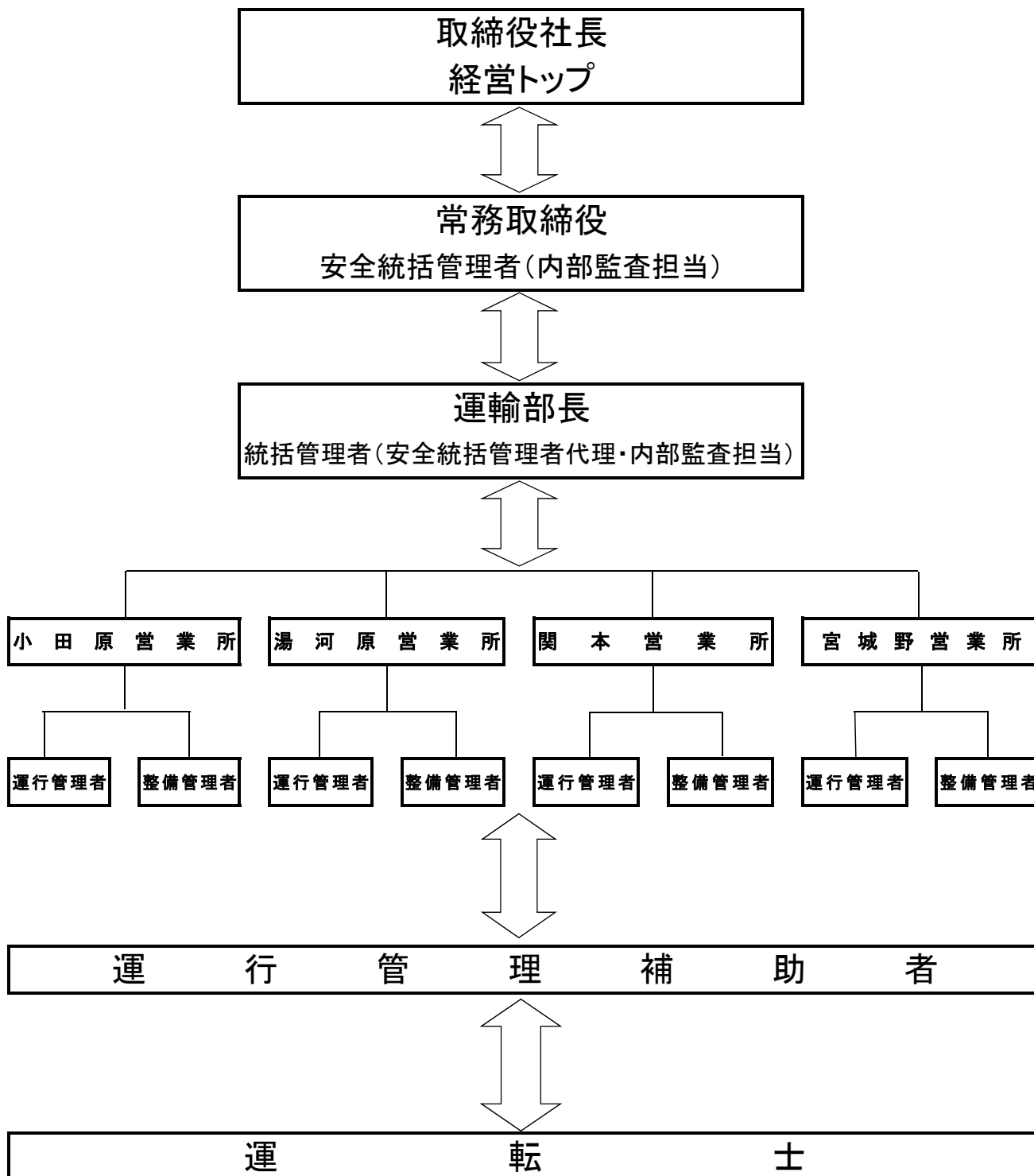
2015年度 2件

内訳 人身事故 2件

以 上

# 安全管理組織体制

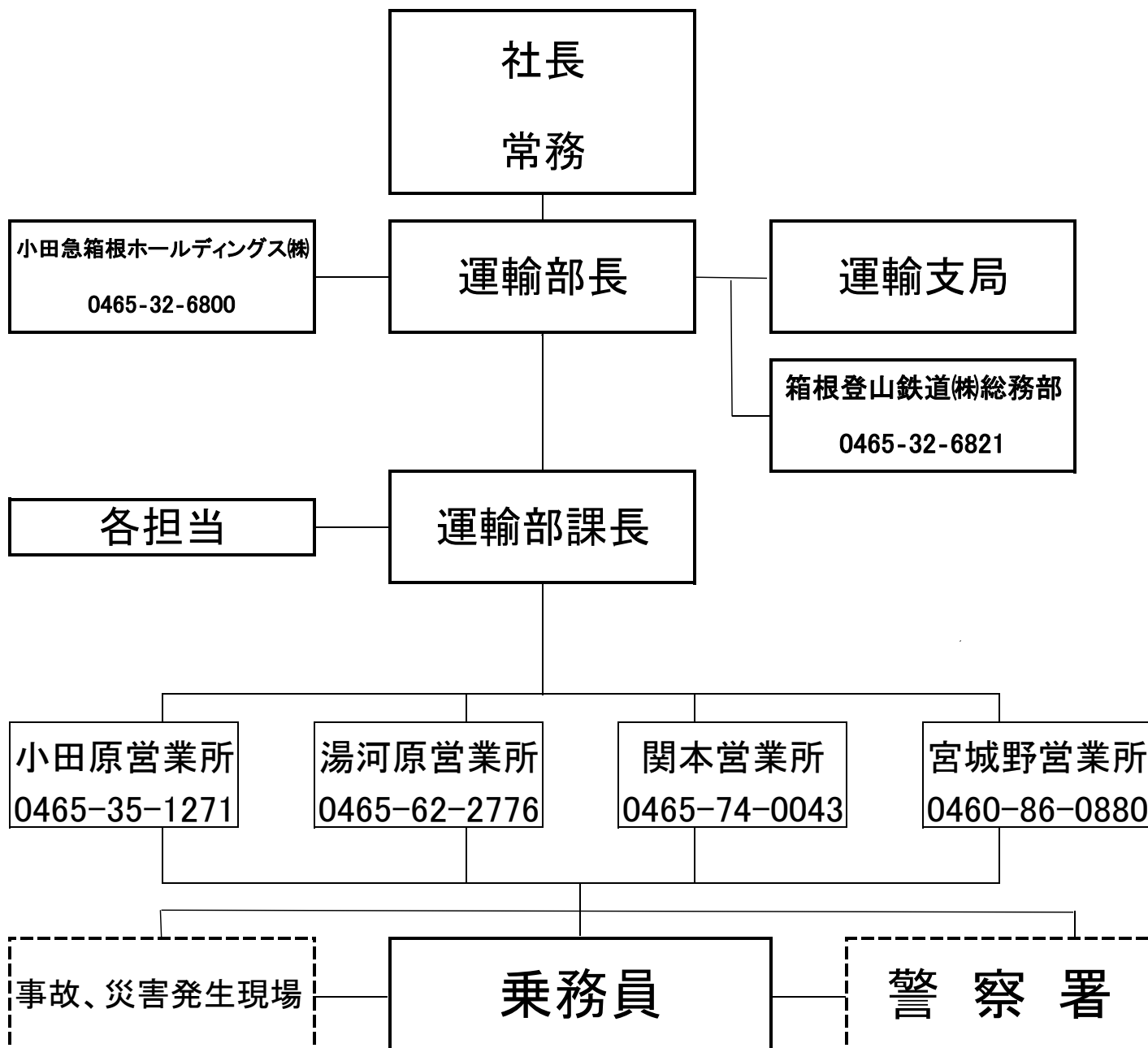
箱根登山バス株式会社



# 運輸部緊急時連絡系統図

箱根登山バス株式会社

神奈川運輸支局(整備課)    静岡運輸支局(整備課)  
 TEL 045-939-6803            TEL 054-261-7622  
 FAX 045-932-3228            FAX 054-262-4179



県西土木事務所(小田原土木センター) 0465-34-4141 県西土木事務所    0465-83-0331 沼津土木事務所(御殿場支所) 0550-84-6100 熱海土木事務所    0557-82-9156	小田原警察署    0465-32-0110 松田警察署      0465-82-0110 御殿場警察署    0550-84-0110 熱海警察署      0557-85-0110
--	--